



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅・2件（水産課） 1
- 道路の区域の変更（道路管理課） 1
- 公有水面埋立ての承認（港湾課） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請・2件（県民生活課） 2
- 建設業者の許可の取消し（土木企画課） 3
- 都市計画の変更の案の縦覧・4件（都市計画・モノレール課） 7

告 示

沖縄県告示第19号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成20年沖縄県告示第739号で同意の認定をした糸満加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成25年 1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第20号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、平成21年沖縄県告示第5号で同意の認定をした知念加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

平成25年 1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

沖縄県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県北部土木事務所において、平成25年1月11日から同月24日まで一般の縦覧に供する。

平成25年 1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 104号線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

旧新の別	区間	敷地の幅員	延長
旧	恩納村字安富祖1082番1から 恩納村字安富祖1066番1まで	14.2m ～ 74.0m	348.0m
新	恩納村字安富祖1082番1から 恩納村字安富祖1066番1まで	14.2m ～ 74.0m	348.0m

沖縄県告示第22号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号）第42条第1項の規定により、公有水面の埋立てを次のとおり承認した。

平成25年1月11日

中城湾港港湾管理者 沖縄県

代表者 沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 埋立承認の年月日及び指令番号 平成24年12月26日 沖縄県指令士第1271号
- 2 承認を受けた者の所在地及び名称並びに代表者の住所及び氏名
 - (1) 承認を受けた者 那覇市おもろまち2丁目1番1号 内閣府沖縄総合事務局
 - (2) 代表者 那覇市松山1丁目2番1号 内閣府沖縄総合事務局長 樋谷裕司
- 3 埋立区域及び埋立てに関する工事の施行区域
 - (1) 埋立区域
 - ア 位置 中頭郡西原町字兼久御殿原309番3の土地に接する無地番地の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑥の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点我謝（北緯26度12分58秒1707、東経127度46分20秒4660）から211度44分19秒259.48メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から228度33分58秒9.79メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から230度55分26秒29.02メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から234度28分53秒21.50メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から309度52分57秒5.37メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から56度07分19秒59.94メートルの地点
 - ウ 面積 217.79平方メートル
 - (2) 埋立てに関する工事の施行区域
 - ア 位置 中頭郡西原町字兼久御殿原309番3の土地に接する無地番地の地先公有水面
 - イ 区域 次の各地点を順次に結んだ線及び①の地点と⑨の地点を結んだ線により囲まれた区域
 - ①の地点 四等三角点我謝（北緯26度12分58秒1707、東経127度46分20秒4660）から209度07分38秒248.49メートルの地点
 - ②の地点 ①の地点から227度35分20秒66.25メートルの地点
 - ③の地点 ②の地点から246度54分20秒12.03メートルの地点
 - ④の地点 ③の地点から289度15分17秒10.70メートルの地点
 - ⑤の地点 ④の地点から55度15分13秒4.62メートルの地点
 - ⑥の地点 ⑤の地点から309度53分00秒5.46メートルの地点
 - ⑦の地点 ⑥の地点から56度07分20秒4.14メートルの地点
 - ⑧の地点 ⑦の地点から56度07分19秒59.94メートルの地点
 - ⑨の地点 ⑧の地点から77度05分51秒1.78メートルの地点
 - ウ 面積 901.33平方メートル
- 4 埋立地の用途 道路用地

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年2月25日まで縦覧に供する。

平成25年1月11日

沖縄県知事 仲井眞弘多

- 1 申請のあった年月日 平成24年12月26日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人いらうゆう
- 3 代表者の氏名 近角敏通
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県宮古島市伊良部字伊良部1491番地14県営伊良部団地201号
- 5 定款に記載された目的 この法人は、宮古島・伊良部島において、障害者に対して社会参加と就労機会の拡大を支援する事業と、地域資源を活用した新しい地場産業を一体的に興し、自然と人、人と人が共に豊かに生きていける社会の実現に寄与する事を目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立認証申請があった。

なお、関係書類は、沖縄県環境生活部県民生活課において、平成25年2月26日まで縦覧に供する。

平成25年1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 申請のあった年月日 平成24年12月27日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人雄飛農園
- 3 代表者の氏名 宮里貴光
- 4 主たる事務所の所在地 沖縄県国頭郡金武町字金武10146番地の2
- 5 定款に記載された目的 この法人は、農林水産業と観光（特産品の開発、花いっぱい運動）の推進を図り各種団体に助言、提言、または支援、協力を行うことで、町づくりの推進に寄与することを目的とする。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成25年1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 (1) 処分をした年月日 平成24年11月20日
- (2) 商号名 緑地開発
- (3) 代表者名 稲福盛好
- (4) 所在地 宜野湾市野嵩二丁目34番1号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-23）第12021号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年10月26日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成24年11月21日
- (2) 商号名 仲村防災設備
- (3) 代表者名 仲村渠隆
- (4) 所在地 中頭郡北谷町字吉原22番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第10405号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年10月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成24年11月22日
- (2) 商号名 有限会社松建工業
- (3) 代表者名 松田邦男
- (4) 所在地 国頭郡本部町字東13番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-19）第2328号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年10月24日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。

- 4(1) 処分をした年月日 平成24年12月3日
(2) 商号名 有限会社フェニックス
(3) 代表者名 山城紹吾
(4) 所在地 南城市大里字稲嶺722番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第6117号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年10月23日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業、屋根工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成24年12月5日
(2) 商号名 有限会社大喜商建
(3) 代表者名 大城栄喜
(4) 所在地 糸満市西崎一丁目31番13号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-19)第9702号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち左官工事業、管工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年10月23日付けで、建設業法第12条に基づき左官工事業、管工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、熱絶縁工事業及び建具工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成24年12月5日
(2) 商号名 有限会社大盛建設
(3) 代表者名 大城盛伸
(4) 所在地 島尻郡南風原町字宮平415番地2
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第1209号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年11月8日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成24年12月5日
(2) 商号名 有限会社石原工業
(3) 代表者名 石原昌也
(4) 所在地 沖縄市比屋根七丁目24番1号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第11284号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年11月13日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成24年12月5日
(2) 商号名 有限会社照屋産業
(3) 代表者名 照屋寛一
(4) 所在地 うるま市石川赤崎一丁目4番8号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-24)第4256号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年11月14日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 9(1) 処分をした年月日 平成24年12月5日
(2) 商号名 有限会社三興建設
(3) 代表者名 喜屋武清正

- (4) 所在地 うるま市字平良川270番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-24)第4684号
(6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年11月15日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 10(1) 処分をした年月日 平成24年12月5日
(2) 商号名 有限会社翔電設
(3) 代表者名 永岡啓子
(4) 所在地 うるま市字上江洲928番地4
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23)第6917号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年11月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 11(1) 処分をした年月日 平成24年12月5日
(2) 商号名 株式会社ジェイアール
(3) 代表者名 上地力
(4) 所在地 沖縄市知花六丁目30番2号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第11980号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年11月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 12(1) 処分をした年月日 平成24年12月20日
(2) 商号名 株式会社大城商事
(3) 代表者名 大城肇
(4) 所在地 糸満市字照屋1141番地
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-23)第405号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年11月29日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 13(1) 処分をした年月日 平成24年12月20日
(2) 商号名 株式会社NOCO
(3) 代表者名 末吉則子
(4) 所在地 那覇市三原3丁目7番19号
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第12010号
(6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
(7) 処分の原因となった事実 平成24年11月30日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 14(1) 処分をした年月日 平成24年12月21日
(2) 商号名 有限会社緑開発
(3) 代表者名 新垣大
(4) 所在地 名護市字辺野古356番地3
(5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第5652号

- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年12月20日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 15(1) 処分をした年月日 平成24年12月25日
- (2) 商号名 有限会社沖匠
- (3) 代表者名 山内知治
- (4) 所在地 宮古島市平良字西仲宗根2番地1階
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-23)第576号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年12月5日付けで、建設業法第12条に基づき造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 16(1) 処分をした年月日 平成24年12月25日
- (2) 商号名 有限会社下嵩建設
- (3) 代表者名 下地嵩志
- (4) 所在地 宮古島市上野字新里523番地4
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第2126号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年12月6日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 17(1) 処分をした年月日 平成24年12月25日
- (2) 商号名 株式会社はーとほーむ産業
- (3) 代表者名 比嘉敏
- (4) 所在地 名護市宇茂佐の森三丁目16番地7
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第11545号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年12月10日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、大工工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、管工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業、造園工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。
- 18(1) 処分をした年月日 平成24年12月25日
- (2) 商号名 有限会社スペースアド
- (3) 代表者名 當眞嗣英
- (4) 所在地 宜野湾市大謝名五丁目26番11号コートヴィレッジ大謝名シティ503号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第8781号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年12月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 19(1) 処分をした年月日 平成24年12月25日
- (2) 商号名 株式会社北城
- (3) 代表者名 金城薫
- (4) 所在地 那覇市字真地438番地3
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-22)第11913号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年12月12日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業を廃止した旨の届出があった。
- 20(1) 処分をした年月日 平成24年12月25日

- (2) 商号名 有限会社賀数建設
- (3) 代表者名 賀数和美
- (4) 所在地 糸満市字北波平320番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-21)第685号、沖縄県知事 許可(般-21)第685号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年12月13日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

21(1) 処分をした年月日 平成24年12月25日

- (2) 商号名 株式会社琉球テクノ産業
- (3) 代表者名 大瀨孫周
- (4) 所在地 宜野湾市真志喜三丁目14番14号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-21)第9022号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成24年12月14日付けで、建設業法第12条に基づき土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があった。

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、中部広域都市計画臨港地区を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 金武湾港浜臨港地区及び金武湾港平安座南臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 うるま市勝連浜及び与那城平安座
- 3 縦覧期間 平成25年1月11日から同月25日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及びうるま市都市計画部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 区域区分（アワセゴルフ場地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域 北中城村字島袋、字比嘉、字屋宜原及び字仲順
- 3 縦覧期間 平成25年1月11日から同月25日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び北中城村建設課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、那覇広域都市計画区域区分を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 区域区分（西海岸埋立地区）
- 2 都市計画を変更する土地の区域 浦添市西洲三丁目
- 3 縦覧期間 平成25年 1月11日から同月25日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び浦添市都市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、宮古都市計画臨港地区を変更しようとするので、次のとおり当該都市計画の案を縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、関係市町村の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成25年 1月11日

沖縄県知事 仲 井 眞 弘 多

- 1 都市計画の名称 平良臨港地区
- 2 都市計画を変更する土地の区域 宮古島市平良字西仲宗根
- 3 縦覧期間 平成25年 1月11日から同月25日まで
- 4 縦覧場所 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課及び宮古島市建設部都市計画課
- 5 意見書の提出先 沖縄県土木建築部都市計画・モノレール課

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074	印刷所 有限会社 金城印刷 〒901-0305 糸満市西崎町五丁目9番16号
---	---